

第46回国際福祉機器展

いばらき成長産業振興協議会ブースへの出展に係る出展者募集要項

1 事業概要

いばらき成長産業振興協議会（以下「協議会」という）会員企業の自社製品や加工技術等のPR，新たな販路開拓・拡大を支援するため，アジア最大規模の介護・福祉機器等の専門展である「第46回国際福祉機器展（以下「展示会」という）」に協議会がブースを設置する。

2 展示会 概要

主 催 全国社会福祉協議会 保健福祉広報協会

日 程 2019年9月25日（水）～9月27日（金）

午前10時～午後5時30分（最終日27日のみ午前10時～午後4時）

場 所 東京ビッグサイト 西・南展示ホール（東京都江東区有明3-11-1）

出展社数 550社（見込み）【国内企業・団体500社，海外企業50社】

来場者数 12万人（見込み）

3 スケジュール

月	日	概 要
4月	8～23日	出展希望者募集
	24～26日	出展希望者集計及び展示会事務局（以下「事務局」という）へ候補提出
5月	7日～中旬 中旬～末	事務局からの回答を受け，審査会において審査後，出展者を決定 各出展者に対し，出展者パンフレット作成依頼
6月	7日	事務局に対する出展者パンフレット原稿〆切
7月	1日	事務局からの出展説明会（協議会出席）
	中旬～下旬	出展企業に対する出展説明会
9月	23～24日	前日搬入・準備
	25～27日	展示会当日

4 出展資格

出展希望者は，以下のすべての要件を満たすことを要する。

- （1）協議会の会員企業であること，もしくは加入を予定していること。なお，後者の場合，出展者決定の日までに協議会に加入することを要する。
- （2）展示会の趣旨に沿った製品や技術等を持ち，新規販路開拓等に積極的に取り組んでいること。
- （3）前日の搬入準備への対応及び開催期間中に会場にて説明者が常駐できること。

(4) 終了後、成果把握のためのアンケート・ヒアリング等に協力が可能であること。

5 出展者数

10 社程度を予定

6 展示ブースの規模

(1) 展示ブース全体面積 約6m×9m

共用部分には商談席を設置する予定

(2) 個別展示ブース面積 1区画 幅1.5m×奥行き1.5mを予定

※ 個別展示ブース面積は、出展企業数等により増減することがある。

(3) 原則として出展者は個別展示ブース1区画のみを使用することとするが、展示する機器の都合上面積が不足するなど、やむをえない場合は必要な個別展示ブース数や面積等の追加につき協議会に申請し、10(2)に定める審査会で認められればこれを使用することができる。

7 費用負担

(1) 出展者は、負担金10万円(6(2)に定める個別展示ブース1区画分)を協議会に支払う。

(2) 負担金は、展示ブース設営、出展者名を記載したパネル、出展者全員を紹介するチラシ作成等に充当する。

(3) 個別展示ブースに係る6(3)の場合において、出展者は、追加分に応じた負担金を支払う。

(例) 個別展示ブース2区画分を希望する場合

10万円(展示スペース1区画分の金額)×2=20万円

8 募集方法

協議会は、メールマガジンの配信及びホームページへの掲載等の方法により、出展希望者の募集をする。

9 応募方法

(1) 応募期間

2019年4月8日(月)から2019年4月23日(火)まで

(2) 提出物

(ア) 出展申込書

(イ) 展示予定機器の写真データ(jpg等のデータで提出すること。Word・exel等への貼り付けでの提出はお控えください)

(ウ) 展示予定機器のパンフレット(PDF等のデータで提出すること。)

(3) 提出先

以下の宛先までeメールで提出すること。なお、eメールによりがたい場合やeメールの容量が10メガバイトを超える場合には、担当まで相談すること。

いばらき成長産業振興協議会運営事務局

つくば研究支援センター担当 湯原・山脇

電話：029-858-6000（受付時間：平日午前9:00～午後5:30）

eメールアドレス：seicho-h@tsukuba-tei.co.jp

10 出展者の決定

(1) 公募終了後、出展者決定までの手続きは以下のとおりとする。

(ア) 出展希望者を協議会が取りまとめ、事務局へ提出する。

(イ) 事務局において、出展する者や製品が、当該展示会の趣旨や規程、展示可能製品等に合致するかを事前に確認する。

(ウ) 事務局確認後、協議会において出展者を決定する。

(2) なお、(1)(ウ)の段階で、出展希望者数が出展社数を上回っている場合、協議会において審査会を開催し、出展者を決定する。

審査会は、県関係者及び有識者等で構成し、以下の各号に掲げる基準に基づき書面で審査を行い、その結果は協議会が出展希望者に通知する。なお、必要な場合は、出展希望者に対してヒアリングを行うことがある。

(ア) 事業性について

医療・介護現場等の課題の把握が的確か

市場ニーズの把握が的確か

(イ) 製品について

新規性や革新性、優位性があるか

※協議会と連携して開発した製品であるか等も参考とする

(ウ) 政策的意義について

医療費等の削減効果、従業者の作業負担の軽減効果はあるか

社会的波及効果があるか

11 その他

(1) 展示ブース内の配置については、出展者決定後、協議会において決定する。

(2) 展示ブースは面積に限りがあるため、出展希望者の希望どおりのスペースを用意できないことがある。

(3) 出展者が個別展示ブースに掲示・頒布するパネル、パンフレット等の展示物、配布物等の作成・搬出入費、特別な装飾、旅費滞在費等に係る費用は自己負担とする。

附則

この要項は、平成31年4月4日から施行する。